

くまづまり給へ判官ならぬ山ぶしころして、後の大事なり、せき手をこうてみよ、昔より今にいたるまではぐる山ぶしのわたしちんせき手なす事はなきぞ、判官ならばまさいをまらすして、せき手をなしてとほらんといそぐべしげんの山伏ならば、よもせきてをばなさじと、これをもつてゑるべきとて、さかくまげなる男す、みいで、申けるは所せん山ぶしなりとても五人三人こそあらめ、十六七人の人々にいかでか關手をとらでは有べき、せき手なしてとほり給へ、かまぐら殿のみげうまよにも、かうげをつけきはす、せき手をとつて關守共の兵糧米にせよと候間、關手を給候はんとぞ申ける、辨慶いひけるは、事あたらしき事を承候ものかな、いつのならひにはぐる山ぶしのせき手なすほうや有、れいなき事はかなふまじきといひければ、せきもり共是を聞て、判官にてはおはせぬと云も有、あるひは判官なれども、世にこえたる人にておはしませば、むさし坊など、いふものこそかやうにはちんずらめなど申、又あるもの出て申けるは、さ候は、くわんとうへ人を參らせて左右を承り候はんほど、是にとゞめおき候はんと申ければ、辨慶これはこんからどうじの御はからひにてこそ、關東の御つかひ上下の程、せきやのひやうらうまいにて、道せんくはで御きたう申で、心やすくまばらくやすみて下るべしとて、ちつともさわがず、十ちやうのおひをばせきやの内にとり入て、十よ人の人々むらくと内に入てつ、としてぞゐたる、猶も關守あやしく思ひけり、辨慶關守にむかつて、略中是にてまばらく日敷をへ候はん事こそうれしく候へと物語などして、わらんづをぬぎてせんそくし、思ひくねぬおきぬなど、したりがほにふるまひければ、關守共是は判官にてはおはせぬげなり、たゞとほせやとて、せきの戸をひらきたれ共、いそがぬ體にて、一どには出ずして一人づ、二人づ、まづかに立やすらひく、てぞ出給ふ、ひたち坊は人よりさきに出たりけるが跡をかへりみければ、判官とむさし坊といまだ關のえんにぞゐ給へり、辨慶申けるは、關手御めん候上は、判官にて